議事 日程

平成29年第1回浜中町議会定例会平成29年3月10日 午前10時開議

日	程	議案番号	議 件
日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2	議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
			る条例の制定について
日程第	3	議案第11号	浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
			る条例の制定について
日程第	4	議案第12号	浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第13号	浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制
			定について
日程第	6	議案第14号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ
			いて
日程第	7	議案第15号	浜中町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の
			制定について
日程第	8	議案第16号	学校授業中の事故に伴う被害者に対する損害賠償に関
			する示談について
日程第	9	議案第17号	学校授業中の事故被害者損害賠償について
日程第	1 0	議案第18号	平成29年度浜中町一般会計予算

◎開会宣告

○議長(波岡玄智君) 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第10号職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

◎日程第3 議案第11号浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第2 議案第10号及び日程第3 議案第11号を一括議題とします。本案について、提案理由説明を求めます。
町長。

○町長(松本博君) 議案第10号職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第11号浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例の一部改正につきましては、平成28年6月3日交付された児童福祉法等の一部を改正する法律における児童福祉法第6条の4に規定している里親についての改正がされた事から関連する条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正により同法第6条の4に規定している養子縁組里親が定義づけされた事に伴い引用する条文及び文言の整理をするものであります。

次に議案第11号浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制 定につきましても児童福祉法の一部改正により、引用する条文及び文言の整理をするも のであります。

なお、施行期日につきましては、いずれの条例も平成29年4月1日としております。 以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第10号の質疑を行います。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第10号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第11号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。 これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

◎日程第4 議案第12号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第12号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 町長。
- **〇町長(松本博君)** 議案第12号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について 提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成28年度税制改正大綱に基づき地方税法等の一部を改正する法律等が改正され平成28年3月31日付で交付となりました。この改正に基づき浜中町税条例等の一部改正が必要となり、施行期日が平成28年4月1日施行日のものについては3月31日付で専決処分をし、6月定例会へ報告し承認をいただき、それ以外の施行日の条例改正につきましては、12月定例会において条例改正の提案をし議決をいただいたところであります。しかし消費税法の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布され消費税率の引き上げ等が平成31年10月1日に変更されました。この法律改正により同日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。このことにより浜中町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから本条例の所定の所要の改正をするものであります。

改正の主な内容につきましては、法人町民税の税率変更の延期、軽自動車税の環境性 能割創設の延期及び軽自動車税のグリーン化特例の再々延長等が開設されました。本改 正につきましては、総務省から示されました市町村条例等の一部を改正する条例の例に 基づいたものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 税務課長。
- **○税務課長(梅田一光君**) (議案第12号 補足説明あるも省略)
- **〇議長(波岡玄智君)** これから、議案第12号の質疑を行います。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第12号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第13号浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第13号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第13号浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。茶内第一保育所は、昭和52年4月よりへき地保育所として事業を開始、昭和63年に現在の専用施設を建設し運営を行ってまいりましたが、本年4月からの茶内第一地区の児童数は、2名となり今後においても入所児童が見込めないことから、保護者より平成29年度からは、茶内保育所へ通所したい旨の申し出がありました。これを受けて茶内第一連合会で協議を行い、今後の保育所の運営継続が困難であると判断され、保護者の意向に同意をした事から、平成29年3月31日をもって閉所する事といたしました。この事から、浜中町立へき地保育所条例第2条の表中より浜中町立茶内第一保育所の項を削ろうとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第13号の質疑を行います。

3番鈴木議員

○3番(鈴木誠君) 昔の呼び名で茶内原野地区に残っていました唯一のへき地保育所 が閉所するという事で極めて残念な結果だなと思っております。

その中で保護者の負担軽減ということで、様々な保育料の削減等をされている訳ですけれども保育所の統合に伴って遠距離通園という事が大きな課題となり保護者の送迎による負担増に繋がっていくという事で、私は、財政再建プラン計画の中で遠距離通園に対する課題を解決に向けて検討して行くという事をこれまでの質疑の中で答弁がなされてきたというふうに記憶しております。

その後、このような問題についての検討が成されてきているのか、もし成されていると すれば、その経過についてお聞きしたいと思いますので、よろしく答弁をお願いいたし ます。

〇議長(波岡玄智君) 保育所長。

〇保育所長(山口ひとみ君) 今のご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり 自宅から保育所までの通所にかかる遠距離の送迎に関しては、保護者の負担が大きいと 認識しております。

現在、農村部から茶内保育所または、霧多布保育所へ通所させている送迎の保護者、浜中保育所へ通所させていて遠距離送迎の保護者の人数を把握して大体の距離と人数を調べましたところ、茶内保育所におきましても、遠距離送迎している家庭の方が沢山いらっしゃいます。霧多布、浜中にも何人かいました。それで、やはり議員さんがおっしゃる労力的負担軽減送迎にかかる時間が本当に1番の負担だという事も承知しております。しかし、保育所に入所しているお子さんは、6カ月過ぎから年長さんまで年齢が様々なお子さんがいましてバス送迎で保育所に通所出来る年齢かを保育士間でよく話をするのですが、やはり同じ就学前でも月齢によっては、負担を生じるお子さんも多くいますので仮にバス送迎を実施した場合は、4歳児以上という事で決め、これを視野に入れながら、人数を把握しました。茶内地区を参考に申し上げますと西円朱別地区から2名、円朱別地区は0名、茶内第一地区は2名で平成29年度時点に入所される4歳児以上で送迎するという事で検討しましたら、このような人数になりました。4歳児以上のお子さんがいる家庭で下にも1歳のお子さんがいる場合、そういう方々は仮にバス送迎を運行したとしても利用する事が出来ないのかなと思います。それで、西円朱別地区または、その反対のコースとして円朱別地区からバス送迎を1本で1運行実施した場合、

どの位の距離があり、どの位の時間がかかり、子供たちにかかる負担はどのようになるかという事で原課で協議しましたら、円朱別地区から西円朱別地区と通って茶内保育所に行くと過程しましたら、拠点を決めてバスを停車させた場合でも、最低でも40分くらいかかる事になりました。それで拠点を決めて送迎するという事は、拠点までは、また各保護者の方の負担になるという事もありまして、今回は、4歳以上のお子さんが40分以上もバスに乗るという負担を考えましたら、バス送迎という判断に至る事は、出来ませんでした。

以上です。

〇議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

○3番(鈴木誠君) 今の答弁を聞く限りでは、遠距離通園に関する負担軽減について原課で協議をされているという事については、評価をしたいと思います。ただ、この問題については、昨日の答弁にもありましたが年間、浜中町で産まれるお子さんが40人あまりで極めて少ない状況の中で、町長が言われる子育て支援という観点から考えますと、保育所へ通所させる距離が近いのと遠い保護者では、それなりに差がついてくる訳ですから、そういった負担軽減策をバスでの送迎という観点で他に何か考えられないのかを検討して、できるだけ公平な負担という事を今後、考えていく必要があるのかなと思います。それが後継者の配偶者対策にも繋がってくるのかなと思うんです。

私は、浜中町の1番西の端に住んでいて、私個人の事ではないですが、気にかかっているんですよ。仮に下海岸方面からお子さんが通所するという事もあると思います。そういう事に目を配っていくのが行政の役割だと思いますので今後、更にどのような負担軽減策があるのか続けて検討してほしいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

〇町長(松本博君) 現在、原課で4歳というラインで協議しております。原課が色々考えてやっておりますが、人数的にみると少ないので、バスについては、少し難しくなってくると思うんです。今後、原課とその事も含めて協議し結果としては今、茶内の原野方面の保育所は、閉所いたしましたので、その事を含め今後、この事については、もう少し考えていき、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- ○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。
- **〇議長(波岡玄智君)** 10番田甫議員。
- **〇10番(田甫哲朗君)** この保育所の閉所に係って次年度には、小学校もという事で

話が出ている中、この跡地を利用するという話は、地域から現在でていないのか、要するに西円地区のように跡地を活用したいという話は、地元からないのか。それと今、茶内第一地区は、29年度に2名になるという事で閉所という形になったということですけれども、29年度のそれぞれ定員は、80人、60人、30人となっていますけれども、29年度の児童数が把握できていれば、教えていただきたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 保育所長。
- **〇保育所長(山口ひとみ君)** 茶内第一保育所の跡地利用についてお答えさせていただきます。この施設は、茶内第一地区の方から使用させていただきたいというお話を伺っておりました。

それともう1点の質問ですが、平成29年度のへき地保育所の入所児童数ですが浜中保育所12名、姉別保育所10名、散布保育所13名となっております。

- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** 跡地利用の利活用については、地元から活用したいという事で話がでているという事でした。出来れば具体的にどういうものなのかを聞いているのであれば教えていただきたいと思います。それと学校の話も、先程されましたけれども今現在で第一地区の公の集会施設との兼ね合いですと、かなり老朽化も進んでいるのかなと思う中で学校については、そこまで話がでていないのかを伺っておきたいと思います。

それと先程の通所手段の軽減策等も絡んでくるのですが、この5年後に人数を把握するという事で、地区別の人口ビジョンをだしてもらえるようにお願いしてありました。 前回では、年度内に策定が終えて議会にも示せるというお話でございましたので、その 議会に提示できる時期が解っているのであれば教えていただきたいと思います。

- ○議長(波岡玄智君) 保育所長。
- **〇保育所長(山口ひとみ君)** 茶内第一保育所の利用の内容についてという事ですが、 茶内第一小学校の関係で事務所として使いたいというお話を聞いております。
- 〇議長(波岡玄智君) 管理課長。
- **〇管理課長(工藤吉治君)** 茶内第一小学校の閉校が予定をされております。 学校が閉校した後の利用についての具体的な話は、教育委員会としては、聞いておりません。
- 〇議長(波岡玄智君) 町長。

〇町長(松本博君) 先日、茶内第一連合会の会長が私のところに来られまして今、閉所なった段階で茶内第一小学校の閉校に向けて事務所として貸してもらえないかと言う事で来られました。閉校に向けて書類とかを置く場所の関係で1年から2年使いたいと言う事で要望として挙がってきております。

色々お金もかかる部分もありますけれども、貸す事についてお話しはしております。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(金澤剛君)** 人口ビジョンの関係のご質問についてお答えさせていただきます。人口ビジョンですけれども、これは、町としての目標数字でございます。

以前から地域別のことについては、度々ご質問をいただいて作成してお示するという お話をしておりましたけれども、出来てありますので会期中にお配りさせていただきた いと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** 保育所の利活用の申し出がある関係につきましては、了解いたしました。

学校については、まだ地域から話を聞いていないという事でありました。その第一住 民センターですが、現在までの学校と比べた場合の築年数が解れば参考までにお聞きし たいと思います。

それと人口ビジョンですけれども目標であるものは、作ったと言うお答えでありましたけれども私が聞いたのは、今現在、各地区で年齢別の人口調べを基にすれば出生率、転出率等を勘案して、委託業務でなくても出来るのではないかという質問については、可能ですとの答えでありました。それは、信頼できる数字で人口ビジョンというものが出来てくるだろうという思いでおりました。今言われました目標数字というのが理解できないのですが、そこら辺について私が言っていたものと財政課長が捉えていたもののニュアンスは違うんですか、その辺だけ聞いておきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(金澤剛君) 議員おっしゃられるとおり推計で作る事が可能だという事を申し上げておりまして、それで人口ビジョンの地区と人数を推計させていただいております。浜中町の人口ビジョンですけれども人口推計は、他の機関でもこれくらいになるであろうという事で推計されております。それに対して今までのパターンでいくと人口が減るので、それを抑止したいという事で総合戦略で取り組んでいますので特殊出

生率を想定されているものよりも上げた形での人口ビジョンという事で公の機関でここまで減ると想定されていますけれども少しでも、それを上回る人口へもっていきたいという目標で作ってるものが人口ビジョンという事で捉えていただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

総務課長。

- ○総務課長(佐藤佳信君) ご質問の第一住民センターの経過年数でございますが、一部、増築してございます。その前の部分の経過年数は、42年になっております。 増築分についての経過年数は、30年となってございます。以上でございます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 管理課長。
- **〇管理課長(工藤吉治君)** 茶内第一小学校は、平成7年3月に建築されまして、今年 度で経過年数は、21年となっております。
- ○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、議案第13号の討論を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第14号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第14号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(松本博君) 議案第14号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、提案の理由をご説明申し上げます。

平成27年から国の制度により消費税引き上げによる公費を投入して低所得者の保険料軽減を実施しており、平成29年4月に消費税率10%への引き上げを前提に非課税世帯全体を対象として完全実施する予定としていましたが、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことを受け平成30年度までは、現行どおり保険料を第1段階の方へ軽減を継続する事となりました。この事から、浜中町介護保険条例第2条第3項中の平成28年度、平成30年度に改めるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますよう、お 願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第14号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第14号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号浜中町介護サービスのサービス事業条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第15号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長

〇町長(松本博君) 議案第15号浜中町介護サービスのサービス事業条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。平成12年4月1日から

浜中町がホームへルパーステーションとして介護サービス事業を提供して参りましたが、平成26年3月31日で事業を廃止。平成26年4月1日より浜中町社会福祉協議会において事業所を統合し社協介護センターえぞふうろとして訪問介護サービス等を提供しております。この度、町のホームへルパーステーション事業の廃止から3年が経過し、社協介護センターで安定したサービス提供が図られていると判断した為、本条例の一部を改正し、合わせて介護保険法の改正に伴う関連条項の一部を改正しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますよう、お 願いを申し上げます。

〇議長(波岡玄智君) これから、議案第15号の質疑を行います。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第15号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第8 議案第16号学校授業中の事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
- ◎日程第9 議案第17号学校授業中の事故被害者損害賠償について
- ○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第16号及び日程第9 議案第17号を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第16号学校授業中の事故に伴う被害者に対する損害賠償に 関する示談について及び議案第17号学校授業中の事故被害者損害賠償については、い ずれも関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、昨年6月16日午前9時50分頃、茶内中学校において理科の実験中に発生したものでありますが、この度その被害者である中学2年生の女子生徒の法定代理人である保護者の方と示談金として26万6,747円の損害賠償を支払う示談を交わそうとするものであります。

次に議案第17号学校授業中の事故被害者損害賠償については、前議案でご説明申し上げました被害者への損害賠償について議決をいただくものであります。

なお、損害賠償金額の支払いにつきましては、全国町村会総合賠償保証保険で全額を保険会社より被害者の法定代理人の口座へ直接、振り込む手続きをとらさせていただくものです。

この度の事故につきましては、実験を担当した教諭の長年の経験という慣れからくる 危険に対する備え不足や間違った自分流の判断など決してあってはならない事で極め て遺憾であります。今後、こうした事故が起きないよう事故の後、全ての学校に対し、 安全管理と事故防止に万全を期すよう注意の徹底を図ったところであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いたします。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第16号の質疑を行います。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第17号の質疑を行います。

○議長(波岡玄智君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第16号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第17号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。 これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第18号平成29年度浜中町一般会計予算につい

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第18号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます

町長。

〇町長(松本博君) 議案第18号平成29年度浜中町一般会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は、73億9,280万4,000円と定め前年当初より17、0%で10億7,298万4,000円の増額となります。平成29年度の予算につきましても前年度までと同様にまちづくりの基本姿勢である地場産業の振興を柱に町民と行政が共に進める協働の町づくりの実現に向け、編成したところであり、大変厳しい地域経済と町財政ではありますが、第5期浜中町の新しいまちづくり総合計画を指針として、町民福祉の向上と活力ある地域社会づくりに向け、諸施策を推進してまいります。

本年度予算の特色につきまして主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で

公の集会施設維持管理に要する経費で浜中農村環境改善センターの改修工事として公 の集会施設改修工事4,610万円、地方バス路線に要する経費で、地方バス路線維持 対策補助1,911万円。3款民生費では、臨時福祉給付金交付に要する経費で臨時福 祉給付金1,050万円、子供の医療費助成に要する経費で、子供医療費扶助費2,47 8万円、社会福祉法人浜中福祉会に要する経費で老朽化した施設の改修について補助を する事とし総額で2,646万4,000円、児童手当支給に要する経費で9,562万5、 000円、常設保育所運営に要する経費で茶内保育所建て替えに伴い、茶内保育所建設 工事実施設計業務委託料2,750万円。4款衛生費では、広域救急医療対策費に要す る経費で厚岸町との協定により夜間休日の救急医療体制を確保をするため、厚岸郡広域 救急医療体制負担金1,455万8,000円、茶内診療所に要する経費で診療業務委託 料3,637万7,000円。5款農林水産業費、1項農業費では農業後継者に対する経 費で今年度新たな事業として後継者就業交付金60万円、農業基盤整備に要する経費で 浜中姉別地区道営農道整備事業負担金2.250万円、新規就農者育成対策に要する経 費で新規就農者誘致事業補助3,922万6,000円、公社営事業に要する経費で畜産 担い手育成総合整備事業基本施設委託料6,857万5,000円、畜産担い手育成総合 整備事業農業用施設購入費1億3,210万7,000円。2項林業費では町有林整備に 要する経費で、人工造林事業委託料など3,027万5,000円、林道に要する経費で 新たに林業占用道姉別新行線開設工事として、2,520万円、有害鳥獣被害対策に要 する経費でエゾシカ等有害駆除委託料1,020万円、3項水産業費では、漁業後継者 対策に要する経費で今年度新たに事業として後継者就業交付金300万円、水産振興に 要する経費で新川船揚場整備工事5,000万円、栽培漁業に要する経費で水産多面的 機能発揮対策支援事業負担金1,276万5,000円、漁港整備に要する経費で継続事 業であります丸山散布物揚場整備工事4,000万円、散布漁港の整備に係る地元負担 金1,200万1,000円、港湾整備事業に要する経費で国直轄港湾整備事業管理者負 担金6,700万円。6款商工費では商工行政に要する経費で町商工会補助1,430万 円、商工業後継者対策に要する経費で今年度新たな事業として後継者就業交付金60万 円、中小企業特別融資に要する経費で融資額拡大に伴い、中小企業特別融資預託金4、 000万円、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費で1,018万4,000 円。7款土木費では町道維持管理に要する経費で町道維持業務委託料5,000万円、 町道除雪業務委託料4,000万円、町道維持補修工事4,000万円、町道整備事業に

要する経費で新たに浜中桜 4 号通り改良補装工事に伴い町道改良舗装工事3,600万円、公営住宅建て替えに要する経費で、浜中団地建替えに伴い公営住宅新築工事地質調査及び設計業務委託料1,190万円。8 款消防費では、防災行政無線に要する経費で、防災行政無線デジタル化工事7,551万6,000円。9款教育費では、中学校管理運営に要する経費で浜中中学校校舎暖房改修工事に伴い校舎等補修工事3,040万2,000円、教育用パソコン整備に要する経費で霧多布中学校及び散布中学校の生徒用パソコン更新に伴いパソコン等を購入2,153万5,000円、高校管理運営に要する経費で、学校給食搬入口設置工事として校舎等補修工事200万円、総合文化センター管理運営に要する経費で正面玄関ポーチタイル補修工事として文化センター改修工事830万円、給食センターに要する経費で昨年度より継続費より着工中の学校給食センター改築工事6億8,832万5,000円、施設用備品購入1億4,840万1,000円。10款公債費は9億296万8,000円。11款給与費は12億2,807万4,000円を計上しております。

なお、各特別会計への繰出金につきましては、国保会計に7,347万1,000円、 後期高齢者会計に2,104万円、介護保険会計に6,792万6,000円、診療所会計 に1億4,942万1,000円、下水道会計に3億559万1,000円、水道事業会計 に5,352万6,000円の合計6億7,097万5,000円となっております。

一方、これら歳出に要する財源につきましては、地方財政計画で示された伸び率などを勘案し、地方交付税は前年当初より1億6,000万円減の33億1,000万円、地方譲与税は、1,970万円増の1億2500万円、利子割交付金配当割交付金株式等譲渡所得割交付金40万円増の450万円、地方消費税交付金は2,220万円減の1億80万円、自動車取得税交付金は前年同額の2,000万円を計上。地方特例交付金は90万円減の110万円、これらは、歳入総額の48.4%を占めております。

また町税は現在、所得申告を取りまとめ中でありますが、前年度、最終見込みを基に全体で1,153万円で1.7%増の6億8,318万2,000円で歳入総額の9.2%を占めております。道支出金は1億4,891万9,000円増の8億4,115万9,000円。分担金及び負担金使用料及び手数料財産収入は、合計で1億7,189万9000円増の4億3,042万7,000円。寄付金は、ふるさと納税の前年度実績見込みを勘案し、1億303万円。繰入金は財政調整基金を繰り入れることから、1億3,665万3,000円増の2億65万4,000円。諸収入は、1,868万1,000円増の1

億8,062万2,000円。町債につきましては、6億5,169万円増の13億8,09 2万円で、この内、建設事業等に係る借入額は、10億3,410万円となっております。

また、今年度の予算編成に当たっては、前年度と同様に留保財源を最小限に留め、特に地方交付税は、出来る限りの予算措置とさせていただき、財政調整基金繰入金を計上し、基本的には、年度間予算として執行する所存であります。

全般的な財政状況といたしましては、依然として人件費、公債費が高水準であること、 高齢化等により扶助費が増加傾向にあるなど、今後も厳しい財政運営が続くことが予想 されることから、財源の見通しを見極めた事業の執行と経常経費の節減に努めてまいり ます。

次に、第2表債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車輌譲渡代金の支払い契約に係るもので、期間は平成30年度から平成33年度までとし、限度額の購入価格760万円に対する一律1%の年賦金の合計額に相当する額から平成29年度の年賦金を控除した額で設定しようとするものであります。第3表地方債につきましては、本年度地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、企画財政課長より 説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- ○企画財政課長(金澤剛君) (議案第18号 補足説明あるも省略)
- **〇議長(波岡玄智君)** 補足説明中ですけれども、この際、暫時休憩します。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時00分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第18号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

- ○企画財政課長(金澤剛君) (議案第18号 補足説明あるも省略)
- **○議長(波岡玄智君)** これから、議案第18号の質疑を行います。

質疑の都合上、歳出36ページ第1款より順次行います。

○議長(波岡玄智君) 第1款議会費の質疑を行います。

次に、第2款総務費の質疑を行います。

〇6番(成田良雄君) 6番成田議員。

それでは、2点質問します。51ページ公の集会施設改修工事4,610万円ですが、 我が町内会の環境改善センターの防水工事、外壁改修工事ということでございますけれ ども、この工期予定は、いつから始まって、いつ終わるのか、また改修内容についは、 先程の説明でもありましたけれども、改修時の使用について行政としてどのように予定 をしているのかをお聞かせ願います。

それと同じく市街地の関係ですけれども、55ページ、まちづくり懇談会の中で解体するか補修するかという事を要求しました。これについては、解体していただく事に決まりました。その解体時期と跡地利用は、どのように今後、考えているのか、その点を答弁願います。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) お答えいたします。初めに公の集会施設改修工事浜中農村環境改善センターの工期でございますけれども、5月中旬から予定してございます。 設計工期につきましては、およそ120日を予定してございます。工期につきましては、9月の中旬頃を予定してございます。使用でございますが、今回の改修につきましては、主に外回り、屋根の防水を中心として考えてございます。それと外壁の塗装ですので、これに関しては支障がないと考えてございます。

それと55ページの浜中生活館の解体工事でございますが、実は、国の補助金で建てた建物でございます。今の国の方に財産処分の手続きをしてございますので、その結果を待って解体工事に進んでございます。それで工期につきましては、60日を持ってございますので、その用途廃止の手続きが終了してからという事でございます。

それと跡地利用でございますが、これにつきましては今後、地元の方とも協議していきたいと思っております。以上でございます。

〇議長(波岡玄智君) 成田議員。

○6番(成田良雄君) 改善センターの使用については、支障がないという事でございますけれども、外壁及び屋根という事でございます。工期が中旬という事ですが、安全対策にもしっかりしていただくようお願いします。この件については、了解しました。それで跡地利用ですけれども市街地で考えているのは、今後どうなるかわかりませんけれども浜中保育所を建てたらどうかという意見もあります。

また、教員住宅も大変、古くなっており地方から通っている教員もおりますので、そ ういう面で跡地利用には最適かなと思います。その点も今後、町内会との協議で決定す るという事でございますので、良い案を持って町内会の方とも相談したいと思いますの で、その点の答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 総務課長。
- **〇総務課長(佐藤佳信君)** まず、浜中農村改善センターの安全対策でございますけれども、しっかりやっていきたいと思ってございます。

それと跡地利用でございますが、今後どのようにしていくか色々と検討していきたい と思ってございます。今、お話しされた浜中保育所、教員住宅という事もありますけれ ども、こちらも参考にさせていただきたいと思ってございます。以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 9番川村議員。
- **○9番(川村義春君)** 歳出の41ページ、庁舎維持管理に要する経費の修繕料50万円に関してですけれども前年が100万円で今回が50万円で減額されている訳ですけれども、この50万円の内訳を説明していただきたいと思います。

関連して10番議員が一般質問をしておりましたけれどもトイレの関係ですが、不特定多数の人が庁舎を訪れる訳ですし商工費にも関連するのですが、信用金庫前の公衆用トイレですが浜中町に来られるお客さんで、どこの地域でもあると思いますが、私たちが地域に行って一番気になるところは、トイレなんです。そういった部分で小さい子供の頃からの訓練もあったと思いますが、まず浜中町の印象を良くするという意味でいきますと庁舎に来町されたお客さんがトイレを貸して下さいと来た時、水洗化されていてウォシュレットがあればいいのかなと思ますので水洗化されているものについては、便座を3万円くらいで買うことが出来るはずですので設置については、町でかかえている大工さんもいると思いますので費用は、そんなにかからないと思います。

公共施設を全て点検してもらって特に観光施設などには、必要ではないかと思います。 まず、庁舎のトイレをウォシュレット化に出来ないのか、その辺をお聞かせいただきた いと思います。

それと 45ページその他一般行政に要する経費のふるさと納税のお礼品の関係であります。昨年の 2 月末で寄附された金額が 1, 745 万円で返戻品が 870 万円これに対して今年度 2 月末でいきますと 1 億 500 万円位に膨らんでいるという事で大変、喜んでいる訳です。ただ、根室市の 40 数億円から見ますと、まだ少ない訳でこれをふる

さとチョイスとかでPRされたおかげで増えたという事でありますけれども、もっとPRする別のサイトがあると聞いています。そのようなサイトがあればそちらの方にもPRするという事で浜中の物産が各方面に知れ渡って物産のPRにもなると思うのですけれども現在そういう計画は、ないのか伺っておきたいと思います。

それから61ページ人づくり事業に要する経費の人づくり推進事業補助ということで199万9,000円の減額であります。これは、前年度に沖縄少年少女の体験交流事業他という事で249万9,000円が計上されていた訳ですけれども、今回の50万円は、事業調べの説明でいくと新規予定事業分という記載がありましたが、この内容を教えていただきたいと思います。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 歳出41ページ庁舎維持管理に関する需用費の修繕料につきましては、主に役場前にあります公園の柵が一部の丸太等が腐食してございますので、その部分の一部を補修しようとする事でございます。

それとトイレのウォシュレットについてですが、それににつきましての計画は、してございません。

それと、ふるさと納税に関してですが、他のサイト利用に関してでございますけれど も浜中町は、ふるさとチョイスという事でやっておりますが他のサイトの状況も確認し ながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- ○企画財政課長(金澤剛君) 人づくり推進事業補助の関係でございます。本年度の予算措置50万でございますけれども、今年度の予算につきましては、人づくり事業をそれぞれ例えば高等学校費等に予算を振り分けて各課で予算計上とさせていただいたところであります。今回の50万円ですけれども、例年人づくり事業推進補助ということで振興費で計上をさせていただいておりますけれども、例年も50万円程、新規事業分として計上させていただいております。中身については、今の段階で固まったものはございませんけれども、年度内に人づくり事業に相当する事業の申請、例えばですけれども地元高校生が研修に行くなどの時、対応に備える為の50万でありますので、ご理解お願いします。
- **〇議長(波岡玄智君)** 川村議員。
- **○9番(川村義春君)** まず41ページの関係ですけれども、修繕料の内容について5

0万円という事で解りました。公園の柵が傷んできているので、改修をするという事で すから理解しました。

それとトイレについても今後、6月に補正予算を組んでウォシュレット化をするというような考え方は、ないのかという事なんですよ。それで今、とりあえず庁舎維持管理に要する経費ですから、庁舎内について答えをいただければいいのですが他の施設の公衆用トイレを私は、今朝見てきたのですが、全て汲み取り式トイレでした。そこを水洗化にしたり、その際にウォシュレット化にするとかを考えるべきじゃないかなと思うんです。再度その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、ふるさと納税については、他のサイトもあるから検討したいという事ですので、こちらについては、しっかり検討していただきたいと思います。やっぱり浜中町の物産を全国にPRするという事は今、道の駅も検討されている訳ですので、それが出来るまでの間、どんどんPRするべきだと思うんです。そういった意味で早急に検討してPRをしていくという考え方について再度、お知らせをいただきたいと思います。

それから61ページの人づくり事業推進補助の50万円は、新たな事業が出てくる可能性があるという事で、解りました。この2点について再度、答弁をいただきます。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

トイレのウォシュレット化というのは、予定に入っていないという事でした。これは、 町長の指示がなければ出来ない事ですから、町長の判断をお願いします。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

○町長(松本博君) トイレのウォシュレット化のお話についてですが、この公衆用のトイレについては、大きな課題ではないかと思うんです。それでウォシュレットにすればいいという事には、ならないと思うんですよ。ぜひ、その辺について今後の課題として公衆用トイレの件に関しては、考えていきたいと思います。個人的には、新庁舎になるのでと考えていたのですが、そういう声があるとすれば、補正も含めて検討していきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

- ○総務課長(佐藤佳信君) ふるさと納税の関係でございますが現在、使用しているサイトもありますし、他にもサイトがありますので、その情報を聞きながら検討するという事でございますのでご理解願いたいと思います。以上でございます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 川村議員。

○9番(川村養春君) 今のふるさと納税の関係ですが、本当に半分返しても半分は、残る訳ですから浜中町の産業になると以前に町長も答弁していたとおりだと思うんです。ですから、できるだけ早めにそのサイトを調べて多少、金額がかかったとしても、それ以上の効果が絶対あると私は確信するんですよ。そういう事で早めにやってほしいと思います。それと公衆トイレの関係については、町長が言われるとおり、考え方としては、解体して今後、新しいものをきちんと作るとか、その辺について十分検討が必要だなと私も思います。庁舎内の関係については、私個人で便座を買った時でも、3万円くらいで取り付けたんですよ。それほど金額がかかるものではないので需用費を補正すれば、出来るものだと思います。新しい庁舎は、当然ウォシュレットになると思いますが、その辺を要望しておきたいと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 町長。
- **〇町長(松本博君)** ぜひ、トイレのウォシュレットの関係について補正予算があがってきた時は、とおすようにして下さい。お願いします。
- **○議長(波岡玄智君)** 他にありませんか。

 1番加藤議員。
- ○1番(加藤弘二君) 3点くらいに絞って説明を聞きたいと思います。

まず1点目は、45ページその他一般行政に要する経費の顧問弁護士報酬64万8,000円ですけれども、ずっと60万前後の金額で推移してきたと思うんですけれども、毎年このような金額が上がってくるのですが最近の28年度の1年間でこの費用を使って相談に行った件数や内容についてを説明していただきたいなと思います。6番議員の方から質問があった公の集会施設維持管理に要する経費で浜中の施設改修工事4,610万円という事で、これは築何年経っているものなのか私は、まだ20年位しか経っていないのかなと思っていましが、このような施設が改修になる時には、雨漏りとかが初めに出てきたり、あるいは、外壁にも結構出てきているんですよ。これは、完成した時は、立派にみえるのですが、出来たはずが、屋上から雨漏りがするとかもあるのですが、それは、構造上に問題があるのかなと思ったり、このような公共施設の場合は、もっと長く使ってもらいたいなと思います。建設した時の耐用年数は、どのぐらいを計画して建てたものなのでしょうか。

それから3点目ですが55ページの工事請負費820万円についてですが、少し前まで葬儀等にも使われていて私も行った事がありますが、その時でも古いなと思っていま

した。この生活館は、今でも使っているのか、使えなくなって何年も経っているのか、 どのような状態になって解体に踏み切る事にしたのか説明していただきたいと思いま す。

それから820万円というのは、少し風が吹けば壊れてしまいそうな建物のように私は、見えたんですけれども、高額な解体工事費ではないのかなと思います。その辺、納得いくような説明をお願いしたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 初めに45ページの顧問弁護士の報酬でございます。平成28年度の実績ということで相談件数につきましては、3件です。継続での相談が1件です。平成28年度の実績は、3件です。それで1件は、継続の相談にのっていた部分でございます。それと今年については、先程、議決いただいた茶内中学校の生徒の事故の件が1点です。もう1件は、町内の業者が破産した事で1件相談に行ってきております。54ページ公の集会施設の改修工事でございます。浜中農村環境改善センターでの改修工事でございます。これつきましては、平成3年の建設になってございます。25年経過、耐用年数は47年となってございます。今回の改修の内容ですけれども、議員先程おっしゃいました雨漏りの件ですが、アリーナ部分の屋根の防水と支所の屋根補修と外壁の塗装となってございます。

それと55ページの建物解体工事浜中生活館でございます。昭和47年建設で鉄骨造りとなってございます。平成3年浜中改善センター建設後、地元の方にお貸ししているという事で現在、外壁も傷んで屋根のトタンも剥がれている状態でございます。

今一部ですけれども、物置とい言う事で使っていただいておりますけれども、かなり老 朽化が進んでいるという事で今回、解体ということになってございます。

それと構造につきましては、鉄骨造りでございますので、解体には、それなりの費用が かかるという事で今回820万円の予算計上をさせていただいております。以上でござ います。

〇議長(波岡玄智君) 1番加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 今の答弁について再度、質問しようと思います。3件の相談があったという事で1点目は、継続という事、2点目は、茶内中学校での事故これは、説明があったと思うんですけれども、何よりも子供に大きな傷跡が残るとかもなく大変良かったなと思いますが、私は、町の経費で弁護士さんが関わっていたとは、思わなかっ

たです。理由は、全国的な教育現場での事故のあった時の保険に加入していて、治る見込みだったという事でありますから、保険会社が弁護士にお願いしたと私は、聞いているのですが、被害者側に立った弁護士を町としてつけたという事も考えられるのですが、この事について答えていただきたいと思います。

もう1つは、町内の業者が倒産したという事で町として援助して力になって大変、良い事だと私は、思うんです。ですけれども、一般的にみて個人的な相談に対して弁護士料を公のお金で払うというような事については、少し違和感を感じるんですよ。この64万円というのは、町民の困った時に使うという事であればいいのですが、その辺を説明していただきたいと思います。

2点目は、放水と外壁の件なのですが、耐用年数が47年と言われましたが、その中で25年で雨漏りというのは、早いなと思いますが外壁の部分で25年も経ったら塗装しなければならないという事に関して理解する事が出来ますが雨漏りに関しては、もう少し何とかならなかったのかなと思います。これからも色々な公共の施設が建っていくので最近、建設されてきた建物でも雨漏りという問題がでてくると思うんです。この辺をしっかり補修される設計の部分で点検ができなかったのか答弁をお願いします。

3点目の浜中の生活館ですが20万円で見積もりは、高いと思ったのですが、これは、 随意契約でやるのか、入札でやるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 税務課長

○税務課長(梅田一光君) 先程の弁護士の報酬の相談の関係ですが、あくまでも自己 破産した方の知人の相談に行ったのではなく以前、港湾の後ろにデルマールが所有して いた今の工藤漁業部が所有している冷凍工場があったんですが実は、平成5年に売買契 約が成立されていましたが、所有権移転がされておらずデルマールのままの名義であったんです。地方税法では、固定資産税の名義人に課税するという地方税法がありますから当時、平成5年に売買契約がされていて、その時に納税管理人の届け出が出されているのですが、それが法的に正しいのか正しくないのかという事を町では誰に請求したらいいのか地方税法では、固定資産税の名義人となっていますから、デルマールに請求するのが正しいのではないかという事で、今まで平成5年から工藤さんに請求していましたが、それが正しいのか正しくないのかという事を確認してきました。結果は、デルマールに課税するのが正しいという事で破産管財人の方にその旨を伝えたら破産管財人の方で残余金で直ちに所有権を移転して、工藤さんにしてくれました。

それと自己破産してから工藤さんが持っていた工場は、解体費用は、実は破産管財人には、いかないんです。自己破産してしまうと誰のものでもなくなるんです。誰がそれをするのかについては、例えば屋根が飛んで他の人の車を壊したとか、それが誰のものでもない場合は、町が損害賠償をしなくてはならないという事で管財人の方は、機械を売った費用のうち、300万円を町に寄附したいと言う申し出があったんですよ。その寄附についても、受取ると指定寄附にあたれば町の方で何千万円もかけて解体しなければいけなくなるのか、それとも受けとってもいいのかという事で弁護士さんに相談してきています。

役場として自己破産物件をどう取り扱ったらいいのかに関しても相談してきています。 以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 建設課長。
- **○建設課長(酒井俊一君)** 建物の防水塗装の関係でありますけれども先程、耐用年数 4 7年と申しましたけれども、それは、建物全体の事で防水や塗装がそこまでもつという事は、あり得ないです。建築工事で保障されているのは、防水工事で10年です。ですから、外壁塗装とか防水が、15年刻みくらいでメンテナンスしていく必要があろうかと思います。それと浜中生活館の解体ですけれども鉄骨構造で鉄骨部分が260㎡で後から増築している木造部分が37㎡鉄骨ですので、それなりの金額がかかるという事です。今までの解体工事の例からしますと入札になろうかと思っております。以上です。
- **〇議長(波岡玄智君)** 管理課長。
- **〇管理課長(工藤吉治君)** 45ページの顧問弁護士の関係に関しまして今回、議案等で議員さんにお渡しして起立いただきましたけれども、学校事故の件にあたりましては、教育委員会としては、町の顧問弁護士の方にこれからの方向性を含めて相談にいきました。保険会社の方で顧問弁護士がいるので、そちらの方の弁護士とこれから事務的に進んでいった方が良いという事で言われ教育委員会としては、町の弁護士がいますので、その方に相談をさせてもらったという事を聞いております。
- **〇議長(波岡玄智君)** 加藤議員。
- **〇1番(加藤弘二君)** 今、答弁がありましたが、顧問弁護士の件は、3つの部門で説明があったのですが、見事な対応をしたと私は思います。この64万円というのは、妥当な線でだと思いますが、その決まっている顧問弁護士の方に1年契約で64万8,0

00円を支払うという形でやるのか、弁護士の方から今年は、この金額で余った分が剰余金という事で残るとか、その辺のところを最後に説明していただきたいと思います。 それから、公の集会施設の防水 関係、外装の関係は、先程の説明で理解いたしました。大変、解りやすい説明でした。

それから最後、入札という事で答えがあったので、これも理解いたしました。 最初の1点目のところだけ答弁お願いします。

- 〇議長(波岡玄智君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 顧問弁護士についてお答えいたします。顧問弁護士の報酬でございますが定額でお願いしている部分がございます。事案があれば色々と相談にのっていただき、活用していきたいと思っております。以上でございます。
- **〇議長(波岡玄智君)** この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時13分)

(再開 午後 3時40分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2款総務費の質疑を行います。

10番田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 51ページ先程、公の集会施設の維持管理に要する経費の役務費の特殊建築物定期報告調査手数料43万1,000円についてですが、建築基準法で定められている定期的な検査だと思うんですけれども、ゆうゆに関しては毎年、予算計上があるのですが、今回のこの大勢の人が出入りする建物について定期的にやらなければならないというものなのだろと思うのですが、町内にある対象となる物件について毎年やらなければならないものなのか、隔年でもいいものなのか、そこら辺の規定があるのであれば、教えて下さい。

また、調査の内容も大まかでよろしいので、お知らせいただきたいと思います。

それと55ページその他町有財産に要する経費の工事請負費の浜中生活館ですが老 朽化による解体という事でありました。昨年度は、恵茶人会館が322万円で解体でした。この町有財産の解体を決める物件を選定する基準等があるのであれば、教えてほしいと思います。

それと若干、関連になりますけれども町長からの答弁で、この公共施設と総合管理計画は、今月の29日に成果品が納入されるというお話がございまして、以前にも聞いた

と思うんですが、その中で解体に関してでてきた段階で議会に対して、それを示していただけるのかどうか関連しまして公共施設ですけれども私が従来から質問をしています民間の空き家対策に関しての実態調査は、済んだのだろうと思っておりますけれども、その結果につきましても議会に示していただきたいと思いますし、またその時期は、いつ頃になるのか、そこからがスタートだと思っておりますので、その答弁をいただきたいと思います。

それと57ページ茶内支所運営に要する経費の委託料の耐震診断290万円についてですが、この発注時期と診断結果というのは、いつくらいに判明するのかを聞いておきたいと思います。

加えまして、診断結果に関わらず茶内支所も窓口業務の手狭感も指摘しておりますし、また使い勝手の悪さでは、玄関で靴を脱いで入らなければいけないという使いにくさもあるので耐震診断とは、別に改修計画をされる予定があるのか、それと59ページのテレビ放送中継局に要する経費の修繕料77万8,000円の修繕内容をもう一度、説明いただきたいと思います。同じく59ページの地域振興に要する経費の報償費400万円これは、金額の若干のずれというのは、発券と換金の時期によって予算と執行残にずれが生じるという説明でありましたけれども私が知りたいのは、28年度の実績として実際に申請があったケースをお聞きしておきたいと思います。

ここは、関連しますので結婚祝い金・出産祝い金の緊急支援事業で行われた安心スマイルと妊婦交通費助成についても28年度の実績件数を教えていただきたいと思います。

それと61ページの地域情報通信基盤整備に要する経費63万1,000円は、先程 FVA基地局という説明だったかと思いますが、解るように説明していただきたいと思います。それで、これが新たな項目だったかなと思って調べました地域情報通信基盤整備というものを調べてみると光ファイバー関係の記事がでてきます。

それと先程も話題になったんですが、この霧多布地区に光回線が整備された経緯と整備する際の経費の負担は、どういう内容だったのか教えてほしいと思います。

それと63ページ職員構成に要する経費の委託料2件、ストレスチェック委託料68万2,000円、人事評価制度委託料60万5,000円の委託の業務内容について伺っておきます。

それと67ページのふれあい交流・保養センターの需用費の修繕料113万3,00 0円は、先程も説明があったかもしれませんが再度、教えていただきたいと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 初めに私の方からお答えします。51ページ公の集会施設維持管理に要する経費の特殊建築物点検報告調査委託料でございますが、これにつきましては、3年に1度の調査という事でございます。

今年につきまして予算計上をさせていただいているのは、茶内コミュニティーセンター と漁村センターの2件でございます。

それと浜中生活館の解体に関してですが、公の集会施設につきましては、今後どうしたらいいのかという事での相談をしながら、地元の方からの要望も受けまして注意しても耐えられないものであれば解体というふうになってございます。

それと民間の空き家の状況でございますが以前から調査という事で、ご指摘いただいております。今回、調べた中では、町内では、72戸という事でございます。これにつきましては、地元の自治会の方とも情報提供をいただきながら、確認しているところでございます。

それと63ページ職員構成に要する経費の委託料ですが、ストレスチェックという事ですが、これにつきましては、今年度より事業所において職員のストレスのチェックの調査をいたしました。これは、28年度は、負担金でみていたのですが今回は、委託料で組み換えという事になってございます。これにつきましては、今年度も全職員を対象に毎年やらなければならないストレスチェックを今回、業者の方に委託してやるという事での予算計上でございます。

それと人事評価制度でございます。これにつきましては、目標管理制度を立てまして 職員一人一人が、仕事に打ち込めるように目標を立て、それに対して評価をする制度で ございます。以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 茶内支所長。
- ○茶内支所長(渡部直人君) 57ページ茶内支所運営に要する経費の茶内支所合同庁舎耐震診断業務委託料の関係ですけれども、これにつきましては、平成28年6月の定例会で議員から質問がありまして、茶内支所につきましては、現耐震基準前の53年度の建築です。この度の予算の部分では、一応発注の予定ですが6月くらいまで、工期が6カ月の180日かかりますので年内には、一定の判断が出来るような形にしたいと思っておりますので、こちらの関係について詰めていきたいなというふうに思っております。また、もう1点の窓口等も含め改修の考えはないかという事ですが、その際にもお

話しをしましたけれども古い建物で靴を脱いで上がるという形になっております。 また、窓口もカウンターが高くなっており、こちらにつきましての利便性の部分と実際、 その改修については、土足が可能なのかという部分もありますので、耐震診断の結果が でてから合わせてどの程度の改修が必要なのかの部分についても聞きながら、検討させ ていただきたいなと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(金澤剛君)** 5 9ページのテレビ放送中継局の修繕料についてご説明申し上げます。予算額77万8,000円ですけれども霧多布の山の上にデジタルテレビ中継局がございます。その建物の基礎部分のモルタル等が剥げてきて劣化している部分の補修と扉が腐食してきておりますので、この分の補修でございます。

続きまして地域振興に要する経費、報償費の結婚祝い金・出産祝い金ですけれども、 現時点での申請件数でございます。結婚祝い金につきましては20件、出産祝い金につ きましては41件となっております。

次に61ページ地域情報通信基盤の関係の修繕料FWAのお話でございますけれど も、数年前に光回線がきていない地域で無線でインターネット環境を整備するという事 で事業を実施しているところですけれども、その基地局の無線装置を取り換えなければ いけないという事に係る修繕料でございます。

それと霧多布地区の光回線の関係ですけれども、この経費でございますが町では、整備についての負担費用は、しておりません。全てNTTの方の負担となっております。NTTが整備するに当たって当時の総務課の方に相談に来られております。当時、役場庁舎のある市街地区域から、どこの市町村も光回線を順次整備しているという事で相談に来られていますので浜中町におきましては、霧多布地区から整備にしたいというお話がございまして整備したという形で捉えているところでございます。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 建設課長。
- **〇建設課長(酒井俊一君)** 安心スマイルズ促進事業の実績であります。新築で4件、 修繕で22件、合計25件であります。

次に、51ページの特殊建築物の定期報告の関係でございますけれども、これは、建築基準法の第12条に定められており、その定期報告が必要になる施設につきましては、集会施設、診療所、学校3階建て以上、それと建築設備というのがありまして前段で申し上げました建物の関係は、3年に1度だと思います。

それと建築設備の関係は、毎年のものもございます。それぞれ面積と回数によって定期報告が義務づけられております。今、手元に役場で所有している全体のものは、持ち合わせておりませんけれども、この定期報告の概要については、申し上げたとおりでございます。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。
- **○福祉保健課長(伊藤敦子君)** 妊婦検診の交通費助成の実績についてお答えいたします。4月以降2月末までの実績で37件に助成をしております。以上です。
- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) もう1点ございましたので、お答えいたします。公共施設総合管理計画の公表時期ですが実は、今納期が3月24日という事になっております。まだ成果品が出来ておりませんので公表出来ませんけれども、まとまり次第お示ししたいと思っております。

それと空き家の関係の公表時期でございますけれども、然るべき時に公表したいと思っております。以上でございます。

- 〇議長(波岡玄智君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(戸井洋典君)** 6.7ページの修繕料の関係でお答えいたします。

まず特殊建築物の調査で指摘されました外壁の補修は、2.5㎡ありまして一式で50万7,600円と浴室タイルの目地の補修という事で浴室1と2と露天風呂の目地の補修98万2,800円、温泉等の熱交換機プレートの清掃23万1,120円、ゆうゆ本体の三系統の熱交換機プレートの清掃が64万8,000円、それと露天風呂系統の熱交換機プレートの清掃が64万8,000円、それと露天風呂系統の熱交換機プレートの清掃が24万5,160円、床のカーペットの張り替えという事で3ヵ年で予定しておりまして今年90㎡分103万320円の予定をしております。

それとトイレの改修は、今ある洋式トイレ6箇所をウォシュレット化する工事が43万4,500円それと女子トイレに和式が3つあるのですが、その2つを洋式化にする分56万5,950円それと男子トイレの小便器が今、故障しておりますので、それの補修という事で12万4,200円、それと突発的な対応という事で30万円を予定しております。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** 今の67ページにつきましては、解りました。59ページテレビ中継局及び地域振興についても解りました。51ページの原則3年に1回という事

で場合によっては、毎年必要になる物件もあるという事でゆうゆに関しては、建築設備に該当するので毎年、必要だと理解してよろしいのかなと思うのですが、確認の意味で答弁いただきたいと思います。

それと55ページの建物の解体に関してですが、公共施設と総合管理計画については、 24日に出来上がってくるので、その後なるべく早く提示できるという話だったと思い ます。私が一番知りたいのは、空き家の関係なのですが市街地に関しての調査は、終わ ったと伺っているので然るべき時にあいまいな言葉ではなく、いつ示すという事を答弁 いただきたいと思います。ここが第一歩だと思っていますので、そのような思いで伺っ ておりますので、いつ頃に提示を出来るのかお答えいただきたいと思います。

それと茶内支所につきましては、かなり濁っているのかなと思うのですが、耐震診断がでてからではなく今、窓口業務を行っている場所があるのですが狭いんですよ。 3人も入れば、狭くて時間的にも待たなくてはならないという状態が続いていますので、これらも含めて床の状態の事を考えていますので、ぜひ耐震診断が出てからではなくて出来るのか、出来ないのか、そして出来るのであればどこからやるのか、その方向で茶内支所の利便性については、取り組んでいただきたいなと思いますので、再度、答弁いただきます。

それと光回線の関係ですが、費用の負担については、もちろん町で出していないという事で、個人負担も多分なかったと聞いておりました。今、新たに整備すると補助を受けても巨額なお金がかかると思いますので、これは、単独で出来ない事業ではないかと思っております。NTTからの申出でどこの町村も本庁舎のある場所から光が整備されて行くという事でした。町としてお願いするという形だったのか、この関わりではNTTでやってくれたというふうに受け止められるのですが、そこら辺をもう少し説明いただければ、これからの整備に向けても参考になると思いますので解る範囲でいいので今、答弁するのが難しいのであれば、正確に後ほどでも良いので、教えていただきたいと思います。

それと63ページのストレスチェックと人事評制度ですが、これについては、業者への委託という事で毎年実施するという事であります。チェック表みたいなものを持ち入ってそれを職員に記入してもらい、業者にお願いするというシステムなのかなというふうに受け止めたのですが、それを調べるのは、ストレスの心配が有、無を判定するのは、この委託している業者だと捉えてよろしいのでしようか、それとどのような資格持って

いる業者なのかも教えていただきたいと思います。

それと人事評価ですが、業者の業務で人事評価制度委託料になっているのですが、人事評価というのは、業者がするものではないと私は、受け止めております。この制度を導入する目的を教えてほしいと思います。それに伴い考えられるものがあればそれも教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(波岡玄智君)** 建設課長。
- **〇建設課長(酒井俊一君)** ゆうゆに関しては、面積の関係で機械関係が必要になっております。それが先ほど言いました建築設備に該当して毎年必要だという事でございます。以上です。
- **〇議長(波岡玄智君)** 茶内支所長。
- ○茶内支所長(渡部直人君) 庁舎の耐震化に関わっての窓口等の改修ですけれども、議員ご存知のとおり玄関と待ちあいロビーが一緒になっているという状況にあります。 農林課に来るお客さんと窓口に来ているお客さんで混みあう事があり茶内支所は、風が入ってきたりと寒いといった状態でもあります。ただ改修法としては、技術的な部分もあると思いますので、あのスペースをどう活用するかは、難しい面もあるのかなと思っております。順序としては、耐震診断と合わせてやった方が補修する部分も少なく経費的な部分でも耐震診断を優先してその辺のニーズを調査しながら具体的には、土足で入るとなると衛生管理上で色々考えなければならない部分もでてくると思います。また茶内支所には、それぞれ課が入っておりますので、その職員の意見を聞きながら内部検討をさせてもらいたいと思います。以上です。
- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(金澤剛君)** 光回線の関係でございます。大変申し訳ございません。 私の記憶でお話しさせていただく事になりますけれども、私が当時、総務課総務係長時 代このお話をNTTの方から聞かせていただいております。光回線の要望は、町として 出されていたと思うのですけれども当時、NTTの担当者の方が来られまして先程お話 ししましたけれどもNTTとしては、市役所、市町村役場の所在する地域から順次、計 画していて浜中町についても整備を計画したいけれども、どうかという事で町長室でお 話を伺ったように記憶してございます。

なお、この整備につきましては、浜中町62局から始まって68局までありますけれども、62局の局区内だけで距離に制限があるので62局区内でも全域が光化される訳

ではありませんというお話でございましたので、色々なデータ通信のやりとり等で光で整備されるという事は、公務上にもメリットがあるという事でお願いした記憶でいると ころでございます。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) ストレスチェックと人事評価の関係でございますけれども 手元に資料がありませんので、若干お時間をいただきたいと思います。
- ○議長(波岡玄智君) 会議を中止します。答弁の都合上、一時資料を持って来ますので一時、会議を中止します。

(中止 午後 4時15分)

(再開 午後 4時22分)

- **〇議長(波岡玄智君)** 中止前に引き続き会議を開きます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) ストレスチェック委託料につきましては、職員のストレスの度合いを調査すべく、職員の皆に調査票を配布して記入していただいて、業者の方で集計して結果をだしてくれるという事でございます。

それと人事評価につきましては、職員の評価を育成活用する人事管理の仕組みを整理 して新たな人事評価制度という事で導入するということでございます。それで制度につ きましては、昨年も行いましたが新年度においても更に職員の研修をして講師を招いて 研修を町の方でするのですが、この制度の説明会という事での委託料でございます。以 上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 田甫議員。
- **○10番(田甫哲朗君)** 再質問がないものについては、全て了解したと思っていただきたいと思います。57ページの茶内支所について確認だけさせて下さい。先ほど町民課長が説明されたとおり構造いじるとなると計画が立たない事もあるし耐震診断の結果を待って、それに合わせて考えているという事でありますが、そこに向けては、住民初め職員からの現在のニーズ調査というものを進めながら考えて行くという事なのでしょうか。どこまで対象になるのか解らないですけれども改修を目的に、色々な調査を進めていくという捉え方でよろしいのかどうか、ここだけ最後にお答えいただきたいと思います。

それとストレスチェックについては、解りました。人事評価制度の委託料について昨

年、職員の研修費で見ていたと思うのですが、今回委託料という形で新たな項目で予算計上があったので、この評価制度についての講師に支払う60万5,000円だと理解してもよろしいのですか。それとこの制度を導入している自治体の例をネットで見ましたら、また新たに制度ができてしまったと捉えるのか、それともこの機会にこの制度を活用してやっていくのかという事できちんと真剣に向き合った制度を生かしていく方向で長野県松川町のようにぜひ、この制度を取り組んでいただきたいなと思いますので、最後に答弁願いたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 副町長。

○副町長(松本賢君) 人事評価制度ですが人勧で示されまして、この時代は色々な行政事情があり人口減少ですとかニーズの高度化、多様化それらに頼るために組織としての変革を求められています。その為に生まれ変わるための仕組みをつくるという制度があります。そしてまた職員もやりがいを感じて仕事が出来ます。それで予定としては、昨年導入の予定でおりましたが、少し遅れてしまい今年の4月から稼働します。委託料に関しては、その方法論について講習を受けまして全国自治体で講師としてお伝えしている方を委託料で予算化しているという事です。昨年もやりましたが、過去にもやっております。今年の4月から導入して更に研修を受けながら、その評価の制度を挙げて将来の効率的な運営にするように4月から稼働しますのでまずは、前期は9月まで後期は10月までという事で町民の付託を受けてより効率的に行政を進める為に導入するものですので、しっかりやっていきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 茶内支所長。

○茶内支所長(渡部直人君) 茶内支所の改修の見込みですけれども耐震診断をやって その結果、改修が必要かどうかと改修が必要でない場合もあると思いますが、その際は、 窓口部門も含めて対応していかなくてはならないと思いますので、最終的には改修計画 を立てていくような形で検討させていただきたいと思っております。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 3番鈴木議員。

○3番(鈴木誠君) 今の10番議員と同じ項目なんですけれども59ページ地域振興に要する経費で報償費の結婚祝い金と出産祝い金は、補正でも質問したんですけれども、これは金券で支給されるという事なんですね。この金券での支給という事は、この他にもあるかというふうに記憶しているのですが、安心スマイルと他にも何かあるかというふうに記憶しているのですが、その辺の確認をしたいと思います。

それから、この金券については、期限があるのかどうか、例えば結婚祝い金と出産祝い金で金券の種類が違ってくるのか、同じ物だとすれば何で貰った金券なのか、どこで使ったのか解らないという事になりますよね。金券を使って貰った人が事業者なり商店でその金券を使ってその業者なり商店の人が役場で換金をして初めてここで支出が出てくる訳ですよね。そのように理解していいのかと思うんのですが、その流れについて詳しく説明をお願いしたいと思います。それと何種類の金券での支給の項目があるのかについても説明して下さい。

それと65ページふれあい交流保養センター運営に係る経費の中でゆうゆの修繕費の 内容について詳しく説明がありました。これまでも色々と修繕費で築16年くらいにな るのかなと思うのですが、修繕費用がかかってきております。

それから風車についても定期点検以外に補正でも300万円くらいの補正がありましたけれども、年数が経つにつれて費用がかかってきております。ゆうゆの施設、風車についても将来の方向性等を検討すべきではないかという事をこれまでも指摘をさせていただいたんですが、運営方法についても仮に民間委託という事を考えれば大がかりなリフォームをしなければならないと言う町長の答弁もありました。それ以後、これらについて検討は、成されているのかどうかについて伺っておきたいと思いますので、ご答弁お願いします。

〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(金澤剛君) 金券の関係でございます。結婚祝い金、出産祝い金については、昨日もお話ししたとおり金券交付という形になっております。また、安心スマイルにつきましても金券になりますし低所得者世帯等の生活援助も金券になります。 金券の印刷なのですが、全て同じ金券の印刷となっておりますけれども、発券の際にわかるように町の方で結婚、出産にそれぞれ発付印を押す形になっております。また発券の日が記載されておりまして使用期限ございますので、その期限が解る様に更には、何の券で買い物をされたか解るよう表示させていただいております。

例えばですが結婚後、申請書を出していただく形になりますけれども、その申請書に基づいて町の方で発付印を押した金券をご本人に渡しております。それに基づいて受け取った金券で結婚された方が買い物をして、その商店が金券を町に申請書と共に持参していただき町は、商店の方に現金と引き変えるか、商店の口座に振り込みをするかの希望を聞くという形をとっております。

また、有効期限でございますけれども、1年間という事でありますので、昨日お話し したとおり3月・2月に発券された分が使われなくて結局、翌年度で支出しなければい けないという状況が発生してしまうという事で押さえていただきたいと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(戸井洋典君) 65ページのゆうゆと風車の関係でございます。議員 おっしゃいますようにゆうゆにつきましては、平成28年度で700万円程度の修繕料がかかっております。風車においても380万円程の修繕料をお願いしてございます。 将来的な展望という事でございますが、ゆうゆにつきましては今、計画的にリフォームで床等の場所を少しずつ直しております。以前もお話したと思いますが本体のボイラーが昨年12月に補正で修繕させていただいたんですが、やはりまた年明けに温度が上がらないという状況が続いていますので、いずれ近い将来、ボイラー本体も改修しなければならないのかなと思っております。それを踏まえまして、実際に指定管理を受けたいというところも来ております。その為には、改修が必要ですけれども、いずれそのような形にしたいと思っております。以上です。
- **〇議長(波岡玄智君)** 鈴木議員。
- ○3番(鈴木誠君) 報償費については、理解できたんですけれども、金券を発付して から1年間という事で理解してもいいですか。それを使ってもらった商店も期日以内に 換金しなければならないというふうに理解してもいいですか。その辺の確認をしたいと 思います。

それからゆうゆの関係ですけれども、今の話を聞いておりますとリフォームというからには、大幅な施設の改修という事ではなくて、それぞれ悪いところを修繕していく程度だと理解してよろしいのか、ある程度、年数が経ってくると施設の内装の改修等を含めてというふうには考えていないという事なのでしょうか。それから今、風車については、別に答弁がなかったのですが、風車については、修繕しながら使える限り使っていきたいという事で捉えていいのか、この辺の確認をしたいと思いますのでお願いします。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- **○企画財政課長(金澤剛君)** 金券の件につきましては、議員おっしゃったような形でございますので、ご理解いただきたいと思います。
- **〇議長(波岡玄智君)** 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(戸井洋典君)** まず、風車の関係でございます。今回の修理につきま

しては、付帯施設が故障しておりますので本体は、まだ修繕したばかりで故障しておりませんので大丈夫だと思います。ただ、FITの買取り申請があと2年程度だと思うんです。それを過ぎれば通常の値段になってしまいますので、その時は、どうなるのかと懸念しております。

それとゆうゆの関係ですけれども、ある業者は、赤字部分の7割で指定管理で受けて、 食堂等を改修させてくれという事があります。これが具体的になってくるのであれば、 そのような事も考えなければならないのかなと思っております。以上です。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

次に第3款民生費の質疑を行います。

〇議長(波岡玄智君) お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。 本日は、これで延会します。

なお、11日・12日は、休会とし再開は13日であります。

(延会 午後 4時40分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議員

議員